

**令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務
〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕実施要領**

1 業務名

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕

2 業務の目的

本県において、生息密度が高いと推定される地域として、東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部があり、県内の分布を拡大していることから、本業務は、集中的かつ広域的な個体群管理の強化を図るため、令和 8 年度愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に基づき、ニホンジカの捕獲事業を実施するものである。

3 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 業務の対象地域

- (1) 東予東部地域（四国中央市、新居浜市）
- (2) 東予西部、中予北東部地域（松山市、東温市、今治市、西条市）
- (3) 南予南部地域（宇和島市、鬼北町、松野町）

5 業務の計画

受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに捕獲等事業の内容について県と協議のうえ、「業務計画書」を作成して県に提出すること。

6 業務の内容

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕仕様書（案）に基づき実施するものとする。

7 再委託の禁止

本業務の再委託は原則認めない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合はこの限りでない。